令和元年度
受動喫煙防止対策の実施状況に関する
調査報告書

長野県健康福祉部健康増進課

は　じ　め　に

望まない受動喫煙をなくすため、2018 年７月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。2020 年４月１日からは法律が全面施行され、多くの人が利用するすべての施設において、原則屋内禁煙となります。

今回長野県では、法律が全面施行されることを踏まえ、県内の飲食店、宿泊施設、事務所などの各施設における受動喫煙対策の取組状況等を把握するため、アンケートによる受動喫煙防止対策実施状況調査を実施しました。

皆様のご協力により、貴重な調査結果が得られましたので、ここに報告書としてまとめさせていただきました。今後の各施設における受動喫煙防止対策に役立てていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施に当たり、回答にご協力いただきました県内企業の皆様に心より感謝申し上げます。

令和２年（2020 年）１月

長野県健康福祉部長　土屋　智則

目次

Ⅰ　調査の概要 1
１．調査の目的 1
２．調査対象企業 1
３．アンケート調査の実施について 1
（１）アンケート調査の有効回答件数・回収率 1
（２）アンケート調査の実施方法 1
（３）アンケート調査の実施期間 2
４．ヒアリング調査の実施 2
５．調査実施機関 2
６．調査報告書の読み方及び注意事項 2
Ⅱ　アンケート調査の結果 3
１．回答企業の業種 3
２．アンケート調査の結果 4
（１）受動喫煙防止（禁煙・分煙）の対策状況の現状 4
（２）受動喫煙防止の対策について（対策をしている理由、業績の変化、顧客・従業員の反応） 6
（３）受動喫煙防止の対策への取組予定（法の全面施行に向けての取組予定） 10
（４）受動喫煙防止の対策について（対策をしていない理由、法の全面施行に向けての取組予定） 11
（５）従業員に対する禁煙支援の取組（実施状況、実施内容、効果） 13
（６）受動喫煙防止対策に関して行政に望むこと 16
（７）受動喫煙防止対策に関する意見要望 17
Ⅲ　ヒアリング調査 20
１．株式会社　アート金属工業 20
２．鈴与マタイ　株式会社 21
３．高木建設　株式会社 22
Ⅳ　集計表 23
１．回答企業の業種 23
２．アンケート調査の結果 23
（１）受動喫煙防止（禁煙・分煙）の対策状況の現状 23
（２）受動喫煙防止の対策について（対策をしている理由、業績の変化、顧客・従業員の反応） 24
（３）受動喫煙防止の対策への取組予定（法の全面施行に向けての取組予定） 28
（４）受動喫煙防止の対策について（対策をしていない理由、法の全面施行に向けての取組予定） 29
（５）従業員に対する禁煙支援の取組（実施状況、実施内容、効果） 31
（６）受動喫煙防止対策に関して行政に望むこと 34
Ⅴ　調査票 35

Ⅰ　調査の概要

1. 調査の目的

改正健康増進法の全面施行に向けて、飲食店、宿泊施設、事務所などの各施設における受動喫煙防止対策の取組状況等を把握することを目的とする。

2. 調査対象企業

以下の条件により、東京商工リサーチの企業情報データベースから 500 社を抽出。

①業種区分

業種
小売業
卸売業
製造業
飲食業
旅館ホテル業
建設業
洗濯・美容・理容・浴場業
娯楽業
金融業
鉄道業

②上記①の業種に該当する事業所や施設から、健康経営（※）に関心の高い企業を優先的に抽出。

※健康経営とは、従業員の健康管理を経営課題とし、戦略的に取り組む経営手法のことである。現在、これらの企業は、経済産業省において「健康経営優良法人認定制度」として公表されている。

3. アンケート調査の実施について

（1）アンケート調査の有効回答件数・回収率

調査対象件数	500 件
回収件数	266 件
回収率	53.2%

（2）アンケート調査の実施方法

調査対象企業に対して郵送アンケート調査を実施した。調査票を郵送後、電話による協力依頼を実施し、アンケートの回収促進を図った。

（3）アンケート調査の実施期間

令和元年 11 月 13 日～11 月 29 日

4. ヒアリング調査の実施

アンケート回答企業に対し、訪問ヒアリング調査を 3 件実施した。

5. 調査実施機関

株式会社東京商工リサーチ長野支店及び本社（市場調査部）
（本調査は、長野県が株式会社東京商工リサーチ長野支店へ委託し実施した）

6. 調査報告書の読み方及び注意事項

○図表中の構成比率は、小数点第 2 位以下を四捨五入している。
○複数回答の設問は、回答が 2 つ以上ありうるため、合計は 100％を超えることもある。
○図表中の「N」とは回答件数の総数のことで、100％が何件の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
○クロス集計では、属性（業種）が無回答の企業については非掲載としているため、クロス集計の回答者の合計が全体の回答者を下回る。
○クロス集計結果については、全体（単純集計）の±10％以上の数値について、基本的にはコメントを付している。サンプル数が少ないもの（30 サンプル未満）は、統計上の有意性に鑑みて、原則としてコメントしない。コメントがある場合は、参考程度とされたい。
○各ページの集計表は、上段が件数、下段が割合を表している。
○複数回答のグラフでは、参考情報として集計表上（割合のみ掲載）に色分けを付している。全体（単純集計）の数値より＋10 ポイント以上の数値を で着色し、数値を白抜きの太字としている。－10 ポイント以上の数値を で色付けしている。
○その他の回答や意見要望等については、原則として調査票のコメントをそのまま掲載している。
○その他の回答が上位項目となっていても、選択肢の性質に鑑み特に取り上げない。
○一部設問の文言は、本来の意味を損なわない範囲で文章を省略している。

Ⅱ　アンケート調査の結果

1. 回答企業の業種

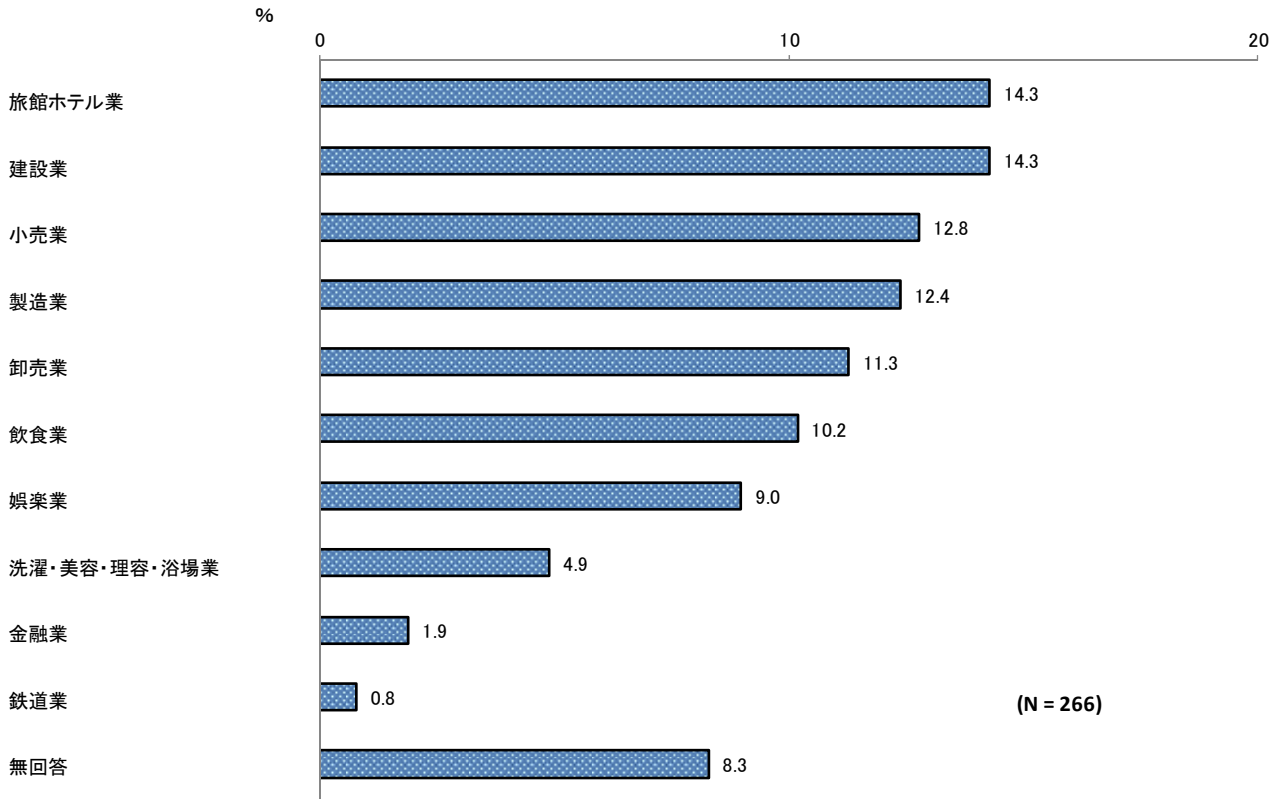

2. アンケート調査の結果

(1)受動喫煙防止(禁煙・分煙)の対策状況の現状

「屋内は完全禁煙にしているが、屋外に喫煙場所がある」が 47.4%と最も高く、次いで「屋内に喫煙室を設置している」が 29.3%、「屋内におけるその他の分煙対策」が 9.4%となっている。

業種別で見ると、卸売業では「屋内は完全禁煙にしているが、屋外に喫煙場所がある」が 76.7%と全体よりも高くなっている。製造業では「屋内は完全禁煙にしているが、屋外に喫煙場所がある」が 36.4%と全体より低くなっているが、「屋内に喫煙室を設置している」が 48.5%と高い。

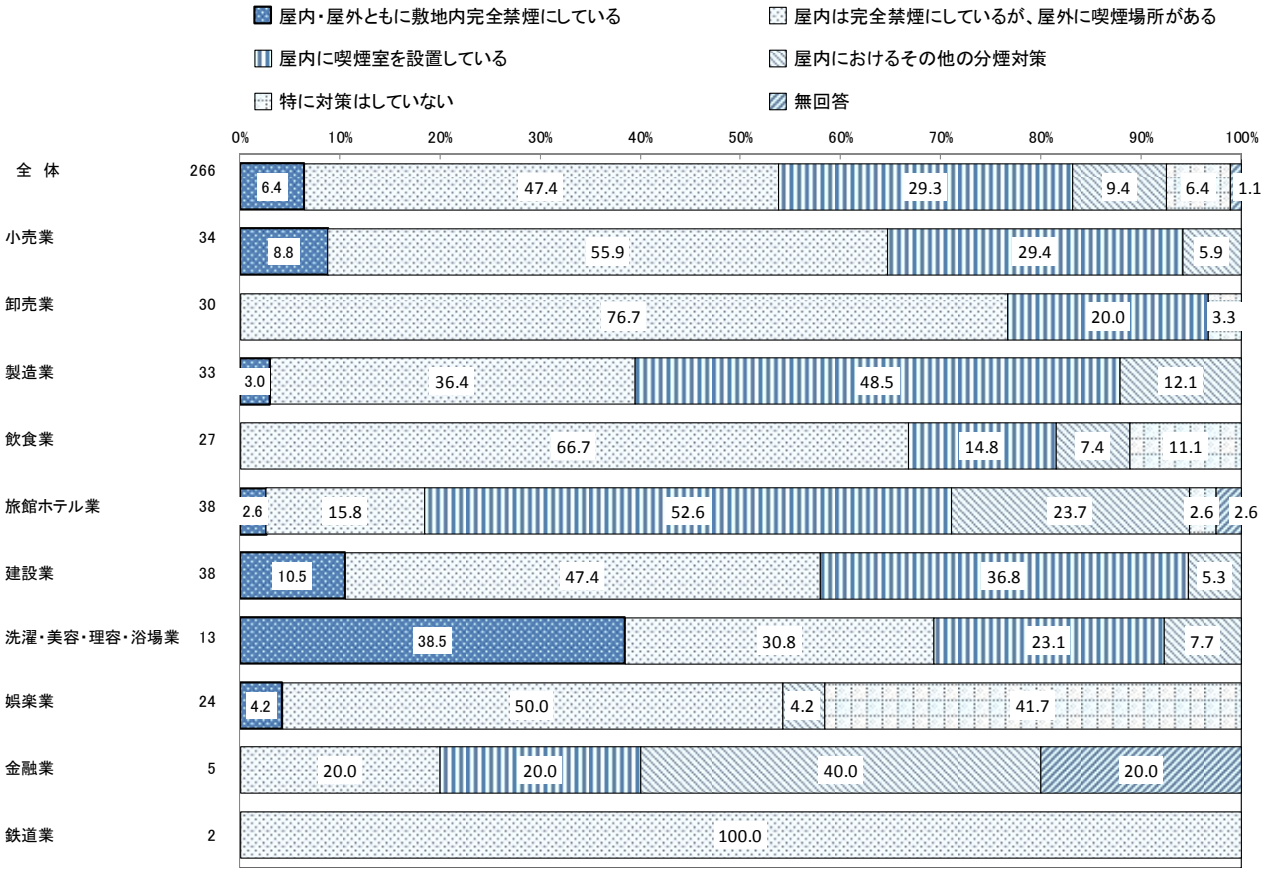

その他の回答

○スモークダッシュの設置

○扉のない喫煙室が設置されている

○外に喫煙スペースの設置

○別室を設置

○屋内・屋外に喫煙室を設置し、分煙対策をしている。

○喫煙スペースの設置

○宴会場禁煙、近くに喫煙スペース

○屋外に喫煙場所を１ヵ所設けている。屋内は３８室中４室を禁煙としている。

○喫煙できる部屋指定及び屋外に喫煙場所。

○打席の灰皿の撤去

〇喫煙可能な場所を設定し、それ以外での場所は禁煙にしている。
〇喫煙スペースをパーティションで区切り、かつ喫煙室内に排気ファンを設置
〇喫煙部屋の設置
〇屋内に受動喫煙室を設置
〇60 ㎡程度のスペースに換気扇付きの部屋を完全に仕切っている。
〇喫煙スペースの設置
〇土・日・祝は店内禁煙を実施
〇喫煙スペースの設置は本店のみ
〇喫煙スペースの設置、加熱式たばこ専用室の設置等
〇喫煙室を設置しているものの、客室、宴会場での喫煙については禁止していない。
〇21：00 以降喫煙可

（2）受動喫煙防止の対策について

①受動喫煙防止の対策をしている理由

「従業員の健康への影響を防ぐため」が 56.5%と最も高く、次いで「時代の流れだから」が 53.3%、「会社の方針のため」が 50.8%となっている。

業種別で見ると、小売業では「顧客の健康への影響を防ぐため」が 47.1%と全体より高く、製造業では「従業員の健康への影響を防ぐため」が 87.9%と 8 割を超え全体より高くなっている。旅館ホテル業では「時代の流れだから」は 72.2%と全体よりも高く、建設業では「従業員の健康への影響を防ぐため」が 73.7%と 7 割を超え全体より高くなっている。

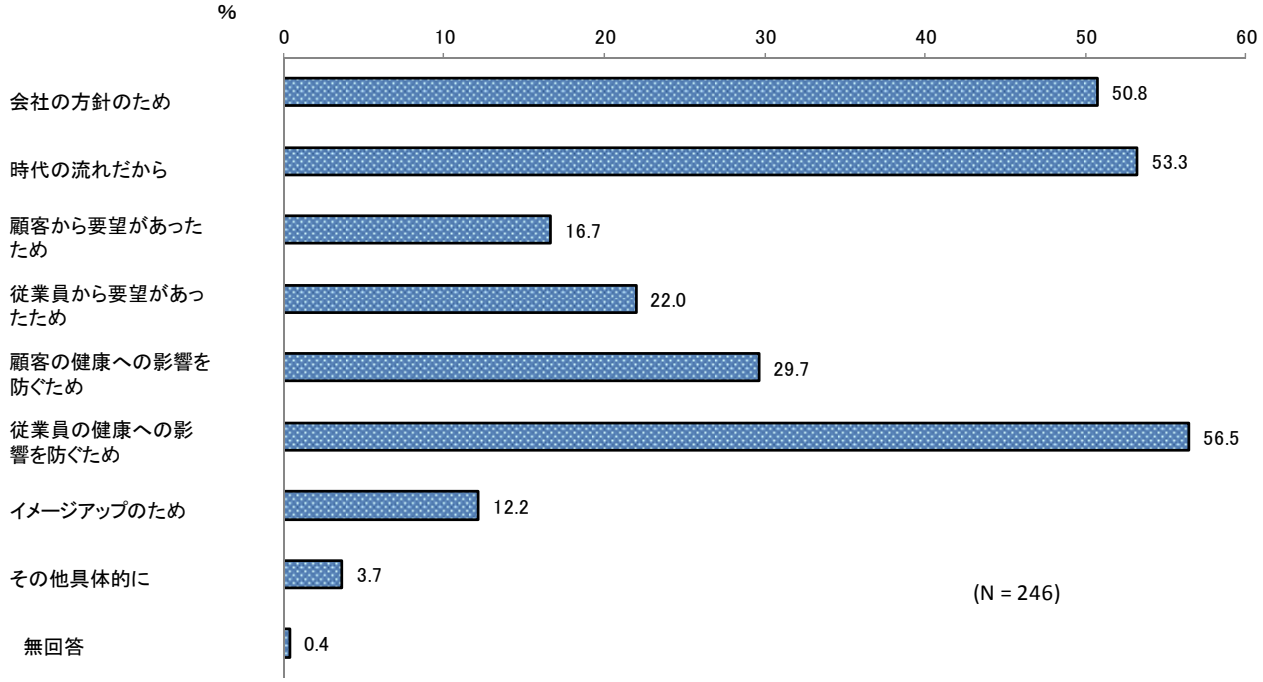

	会社の方針のため	時代の流れだから	顧客から要望があったため	従業員から要望があったため	顧客の健康への影響を防ぐため	従業員の健康への影響を防ぐため	イメージアップのため	その他	無回答
全　体(N=246)	50.8	53.3	16.7	22.0	29.7	56.5	12.2	3.7	0.4
小売業(N=34)	35.3	50.0	2.9	17.6	47.1	64.7	11.8	2.9	－
卸売業(N=29)	62.1	51.7	－	44.8	6.9	69.0	10.3	6.9	－
製造業(N=33)	51.5	36.4	－	30.3	9.1	87.9	－	3.0	－
飲食業(N=24)	50.0	70.8	41.7	20.8	58.3	37.5	16.7	4.2	－
旅館ホテル業(N=36)	52.8	72.2	50.0	11.1	36.1	22.2	25.0	5.6	2.8
建設業(N=38)	60.5	34.2	－	21.1	15.8	73.7	18.4	－	－
洗濯・美容・理容・浴場業(N=13)	76.9	30.8	30.8	7.7	53.8	23.1	7.7	7.7	－
娯楽業(N=14)	35.7	71.4	35.7	21.4	21.4	21.4	7.1	7.1	－
金融業(N=4)	50.0	50.0	－	25.0	25.0	75.0	－	－	－
鉄道業(N=2)	50.0	50.0	－	－	50.0	100.0	－	－	－

その他の回答

○20 年以上前から当時の経営者の方針により屋内全面禁煙となっております。

○法改正に基づくもので、助成金を頂くことができたので

○宿泊施設のため、禁煙の客室も設けていることから。パブリックスペースは禁煙にしている。

○フィットネスクラブという業種のため

○市有施設のため、市の対策に基づいている。

○敷地内に吸殻を捨てられると迷惑のため
○2020 年 4 月の法改正施行に向けた対応
○健康経営関連以前より取組んでいる
○法令に従う準備

②受動喫煙防止対策後の業績の変化

「変化はない」が 76.0%と最も高く、次いで「不明」が 20.7%、「売上が減った」が 1.6%となっている。

業種別で見ると、旅館ホテル業では「変化はない」が 61.1%と全体より 14.9 ポイント低くなっている。

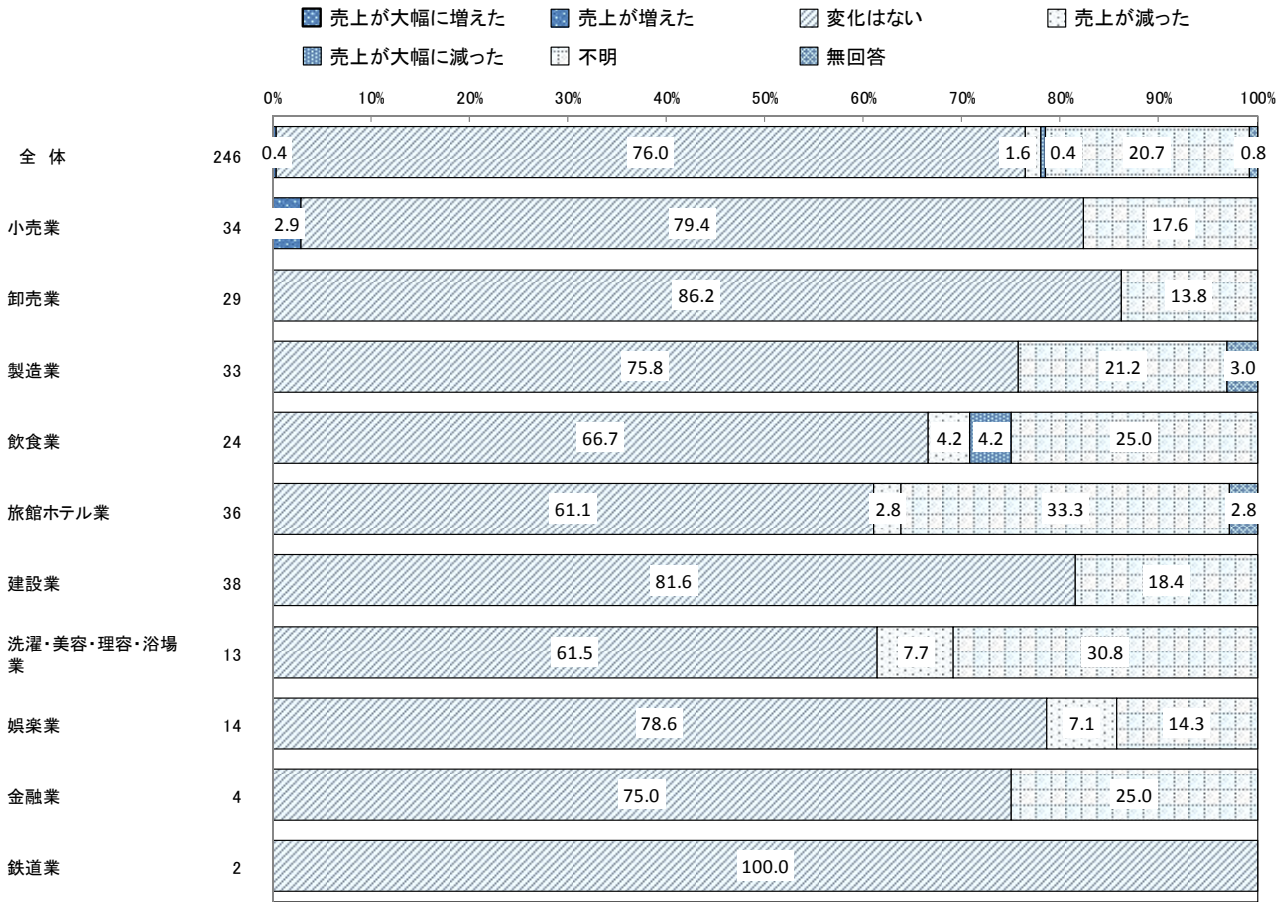

③受動喫煙防止対策を実施したことによる顧客の反応

「特になし」が 51.2%と最も高く、次いで「概ね好評」が 26.0%、「不明」が 13.0%となっている。業種別に見ると、旅館ホテル業では「概ね好評」が 61.1%と全体より 35.1 ポイント高くなっている。

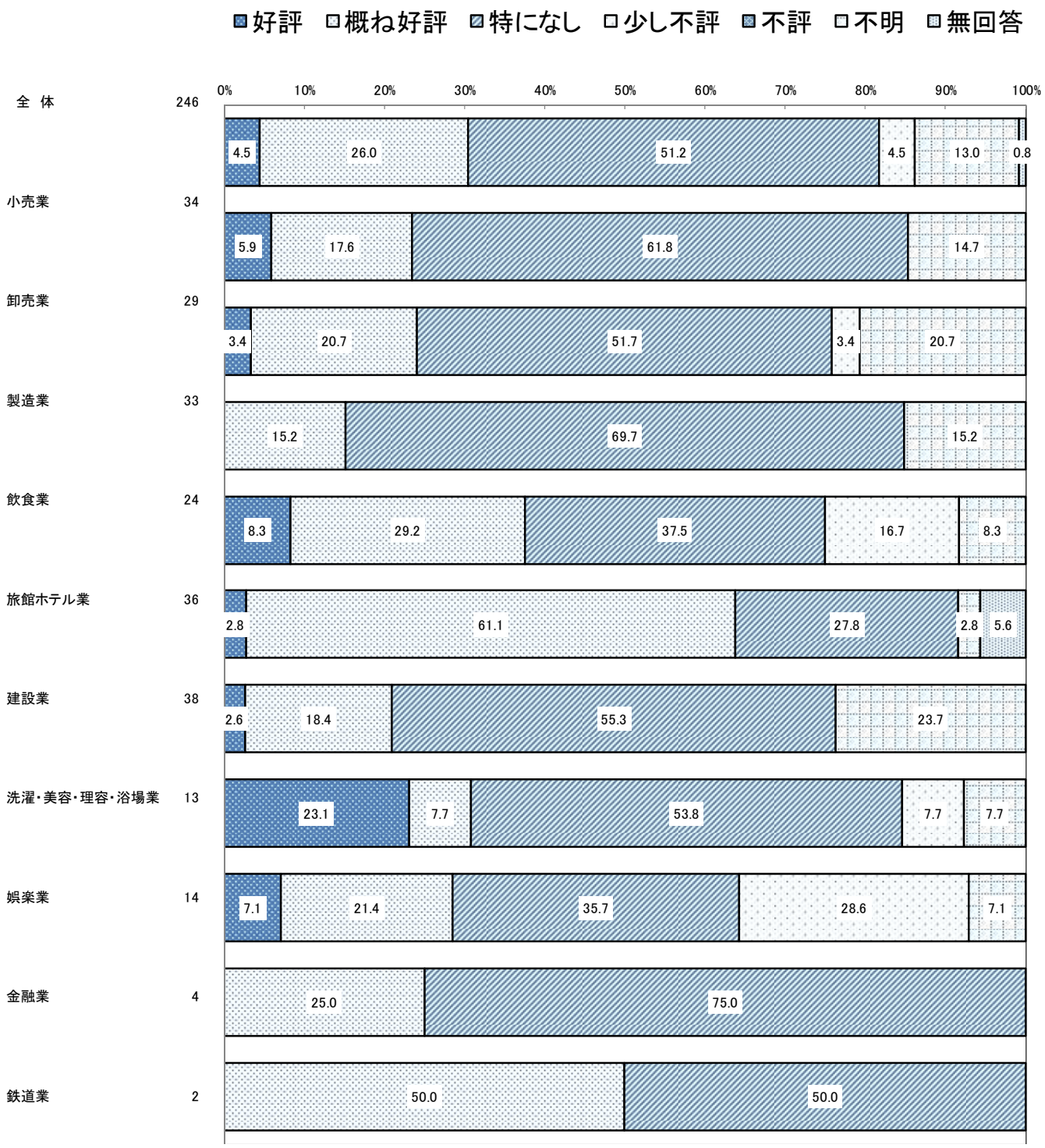

④受動喫煙防止対策を実施したことによる従業員の反応

「特になし」が 42.7%と最も高く、次いで「概ね好評」が 35.4%、「好評」が 10.6%となっている。業種別で見ても、全体と大きな相違は見られない。

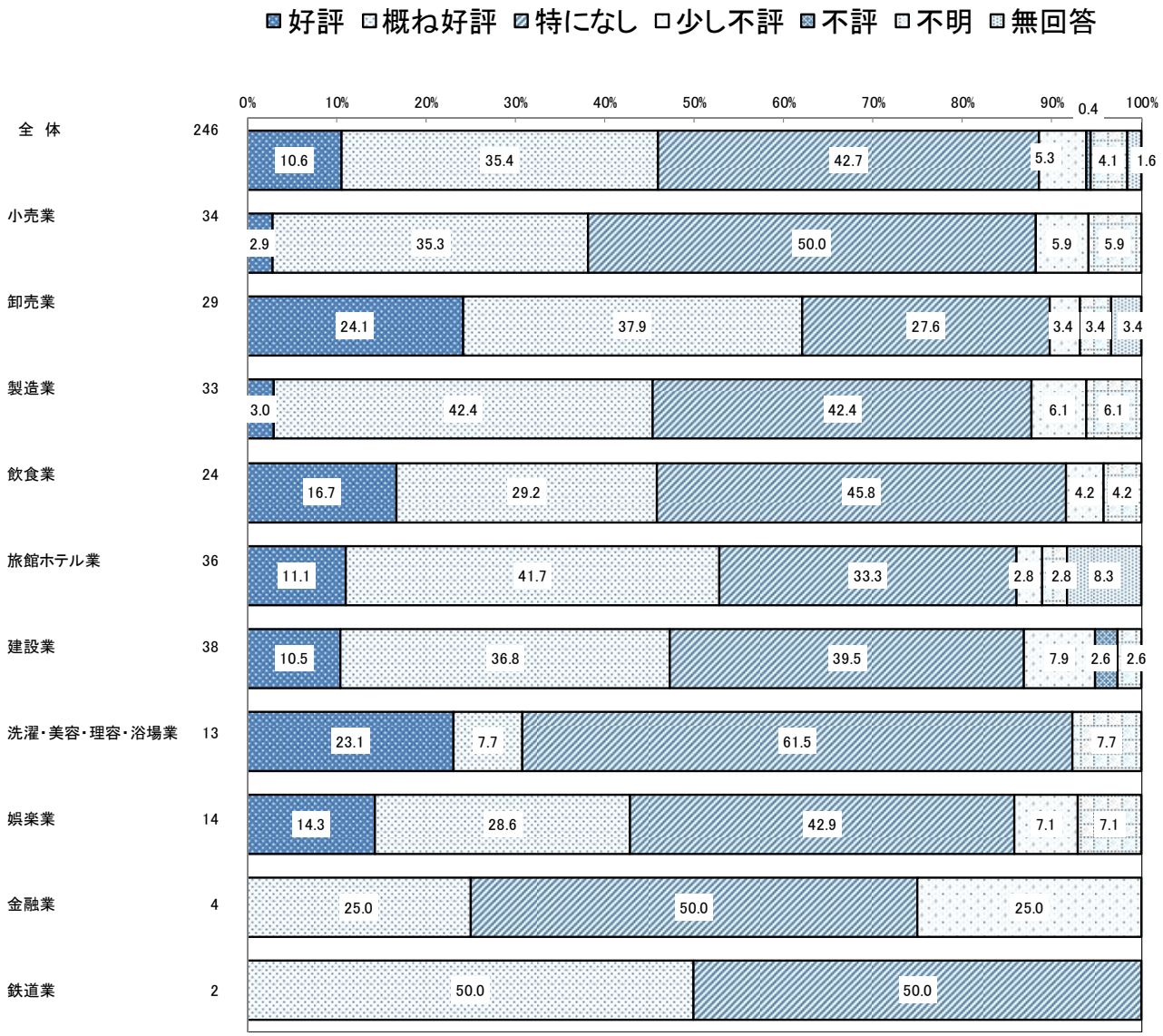

（3）受動喫煙防止の対策への取組予定（法の全面施行に向けての取組予定）

※「屋内に喫煙室を設置している」または「屋内におけるその他の分煙対策（喫煙スペースの設置、ついたてによる仕切り等）」と回答している企業が対象。

「屋内に一定の基準を満たした喫煙室を設置、または一定の基準を満たすよう喫煙室を改修」が 70.9%と最も高く、次いで「屋内完全禁煙」が 16.5%、「未定」が 11.7%となっている。

業種別で見ても、全体と大きな相違は見られない。

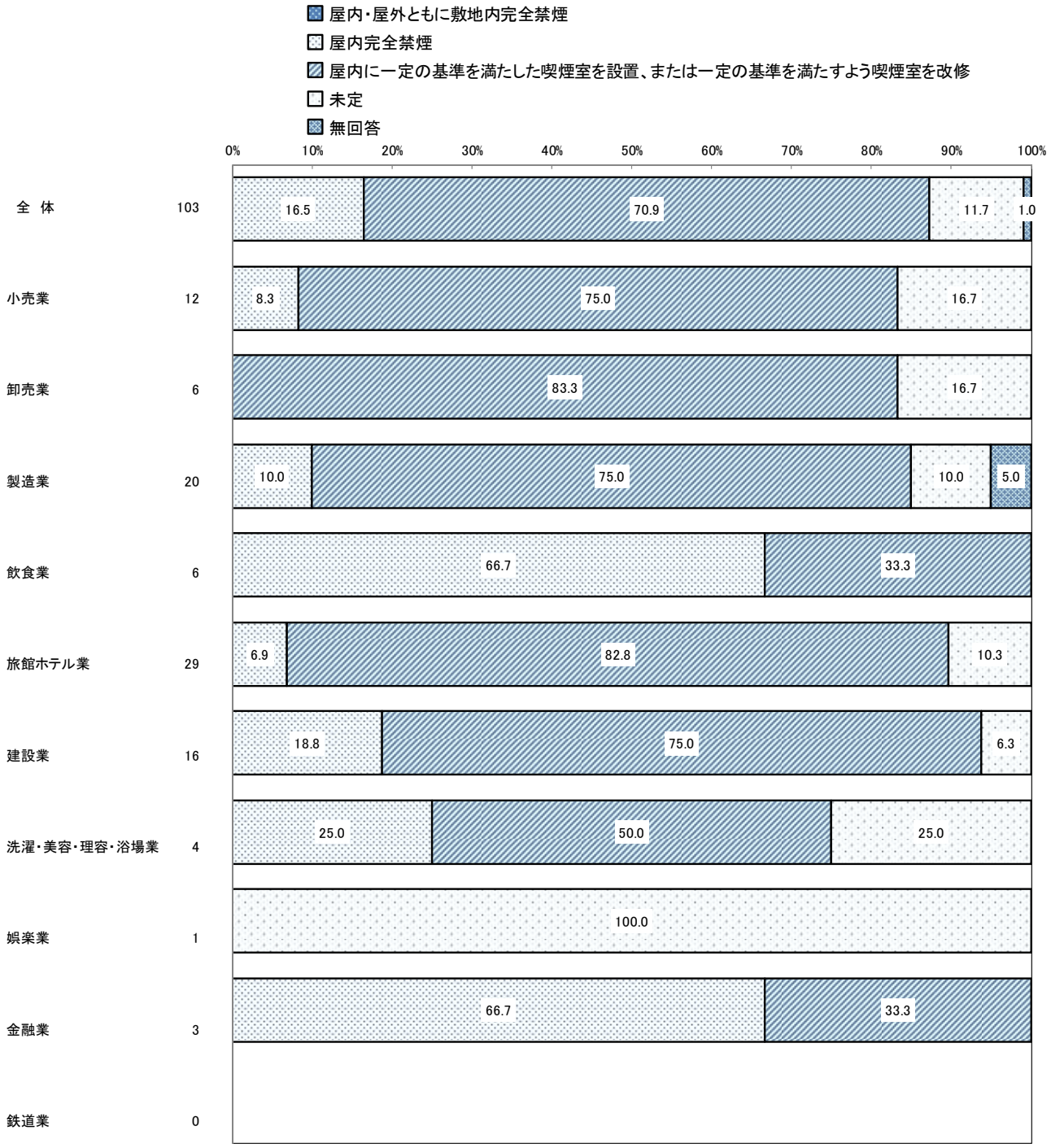

（4）受動喫煙防止の対策について

①対策をしていない理由

※「特に対策はしていない」と回答した企業が対象。

「売上や顧客が減る可能性があるため」が 58.8%と最も高く、次いで「喫煙室などを設ける費用がないため」が 29.4%、「喫煙室などを設けるスペースがないため」が 23.5%となっている。

その他の回答としては「これから行う予定」、「2020 年 4 月 1 日までに喫煙ブース設置予定である」、「ビルに専用の喫煙室があるため」などが確認された。

業種別で見ても、全体と大きな相違は見られない。

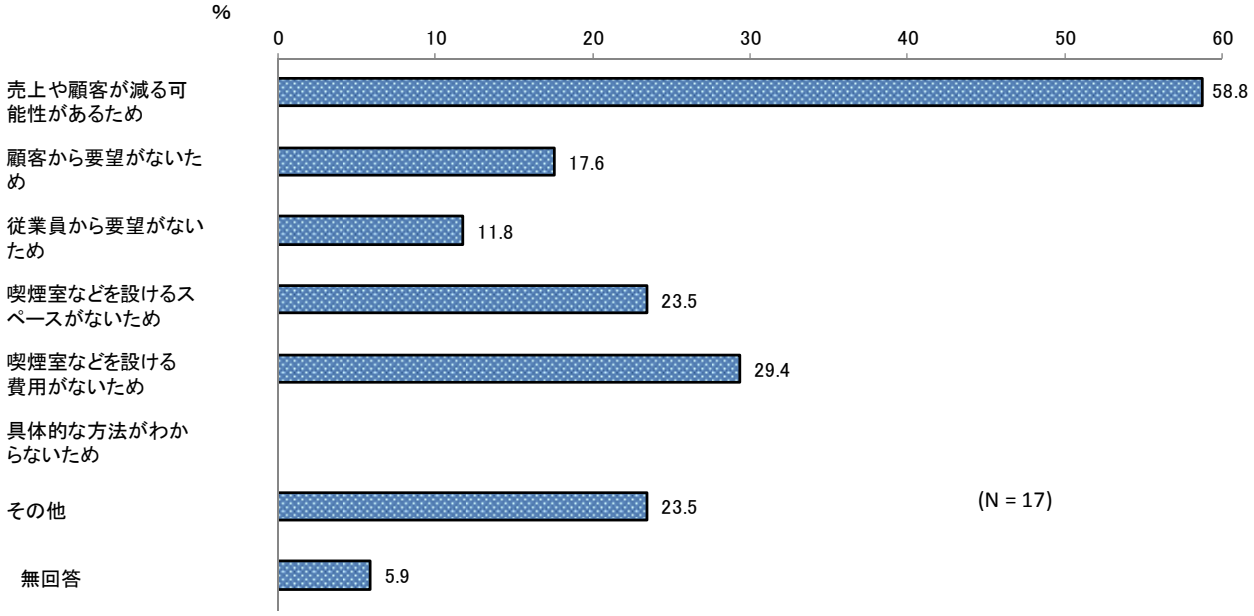

	売上や顧客が減る可能性があるため	顧客から要望がないため	従業員から要望がないため	喫煙室などを設けるスペースがないため	喫煙室などを設ける費用がないため	具体的な方法がわからないため	その他	無回答
全 体(N=17)	58.8	17.6	11.8	23.5	29.4	－	23.5	5.9
小売業(N=－)	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業(N=1)	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－
製造業(N=－)	－	－	－	－	－	－	－	－
飲食業(N=3)	66.7	33.3	－	66.7	66.7	－	－	－
旅館ホテル業(N=1)	－	－	－	－	－	－	－	100.0
建設業(N=－)	－	－	－	－	－	－	－	－
洗濯・美容・理容・浴場業(N=－)	－	－	－	－	－	－	－	－
娯楽業(N=10)	70.0	10.0	10.0	20.0	20.0	－	30.0	－
金融業(N=－)	－	－	－	－	－	－	－	－
鉄道業(N=－)	－	－	－	－	－	－	－	－

②法の全面施行に向けての取組予定

※「特に対策はしていない」と回答した企業が対象。

「屋内に一定の基準を満たした喫煙室を設置」が 47.1%と最も高く、次いで「屋内完全禁煙」が 29.4%、「未定」が 17.6%となっている。

業種別で見ても、全体と大きな相違は見られない。

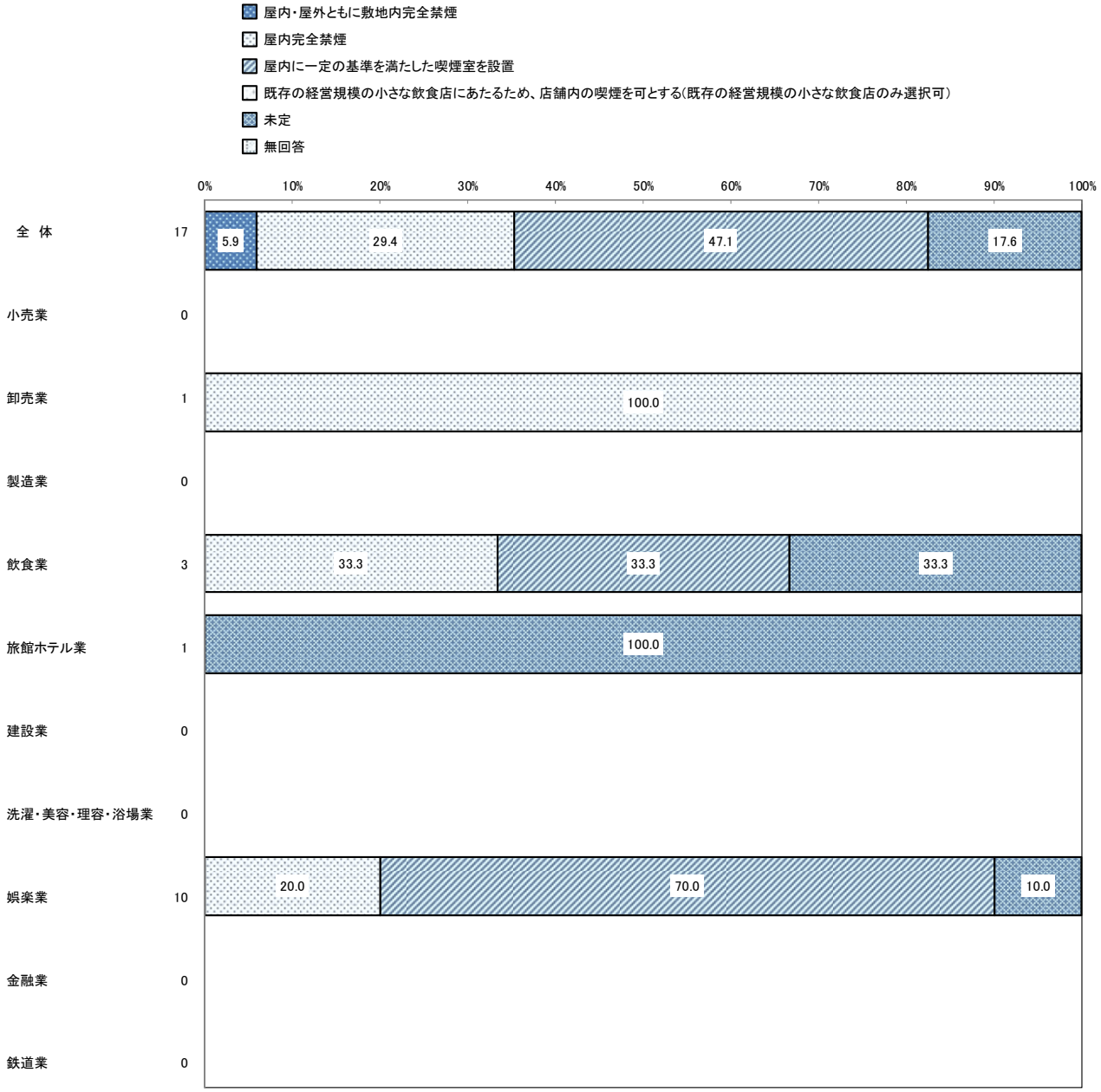

（5）従業員に対する禁煙支援の取組

①従業員に対する禁煙支援の実施状況

「行っていない」が 80.8%を占めている。

業種別で見ると、製造業及び建設業では「行っている」が、それぞれ 30.3%、31.6%と 3 割を超え、全体より高くなっている。

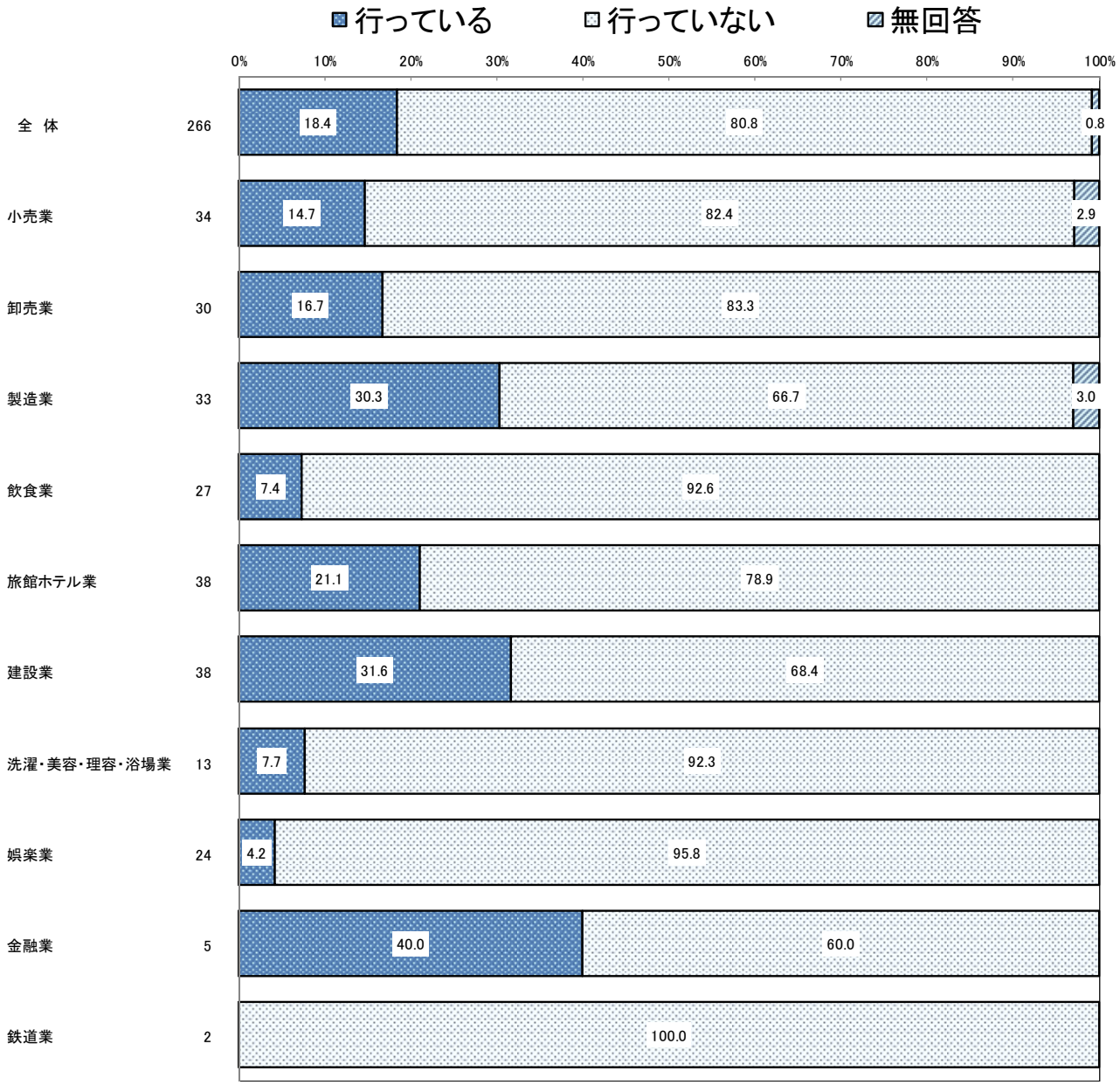

②禁煙支援の実施内容

※「行っている」と回答した企業が対象。

「喫煙者に対する健康教育・健康指導」が 79.6%と最も高く、次いで「禁煙希望者に対する禁煙外来等の医療費の助成」が 22.4%、「禁煙成功者に対して報奨金、記念品などを出している」が 10.2%となっている。

その他の回答として「産業医での禁煙外来の紹介」、「9～11 月の３カ月間、禁煙チャレンジ（希望者）と喫煙日７日間設定」、「管理職の方に喫煙に対する健康教育（講演会）」などが確認された。

業種別で見ても、全体と大きな差異は見られない。

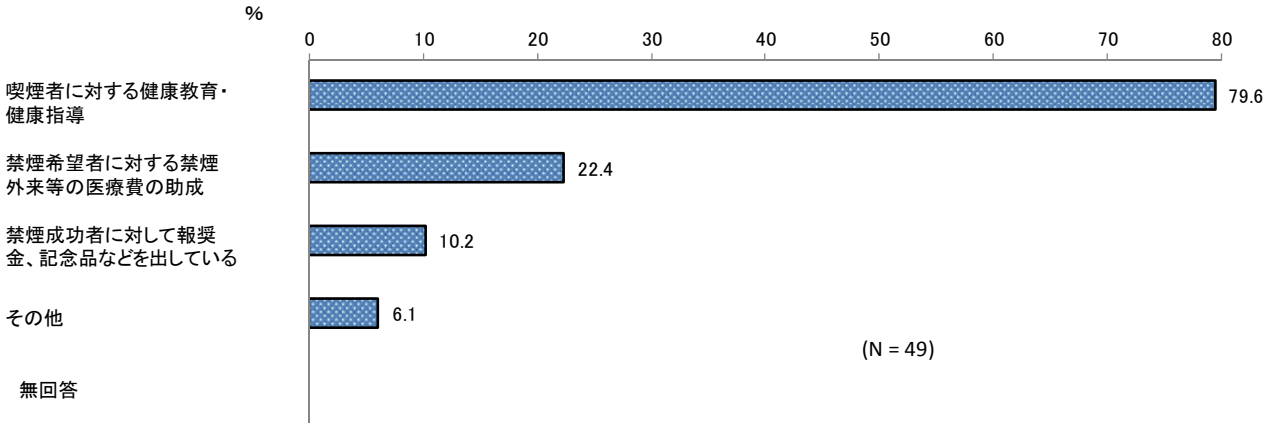

	喫煙者に対する健康教育・健康指導	禁煙希望者に対する禁煙外来等の医療費の助成	禁煙成功者に対して報奨金、記念品などを出している	その他	無回答
全　体(N=49)	79.6	22.4	10.2	6.1	－
小売業(N=5)	60.0	40.0	20.0	－	－
卸売業(N=5)	80.0	20.0	－	－	－
製造業(N=10)	50.0	40.0	30.0	30.0	－
飲食業(N=2)	100.0	－	－	－	－
旅館ホテル業(N=8)	100.0	－	－	－	－
建設業(N=12)	100.0	16.7	8.3	－	－
洗濯・美容・理容・浴場業(N=1)	100.0	－	－	－	－
娯楽業(N=1)	100.0	－	－	－	－
金融業(N=2)	100.0	－	－	－	－
鉄道業(N=－)	－	－	－	－	－

③禁煙支援の効果

※「行っている」と回答した企業が対象。

「従業員の健康に対する意識が高まった。」が 73.5%と最も高く、次いで「企業の対外的なイメージアップにつながった。」が 18.4%、「従業員の健康状態が向上した」が 8.2%となっている。

その他の回答として「現時点での効果はまだなし」、「禁煙につながった」、「反抗的な態度を取られ、屋外での喫煙回数が増え、業務に支障をきたしています」、「禁煙に対し反感があった」、「実施直後なので効果確認はこれから」などが確認された。

業種別で見ても、全体と大きな差異は見られない。

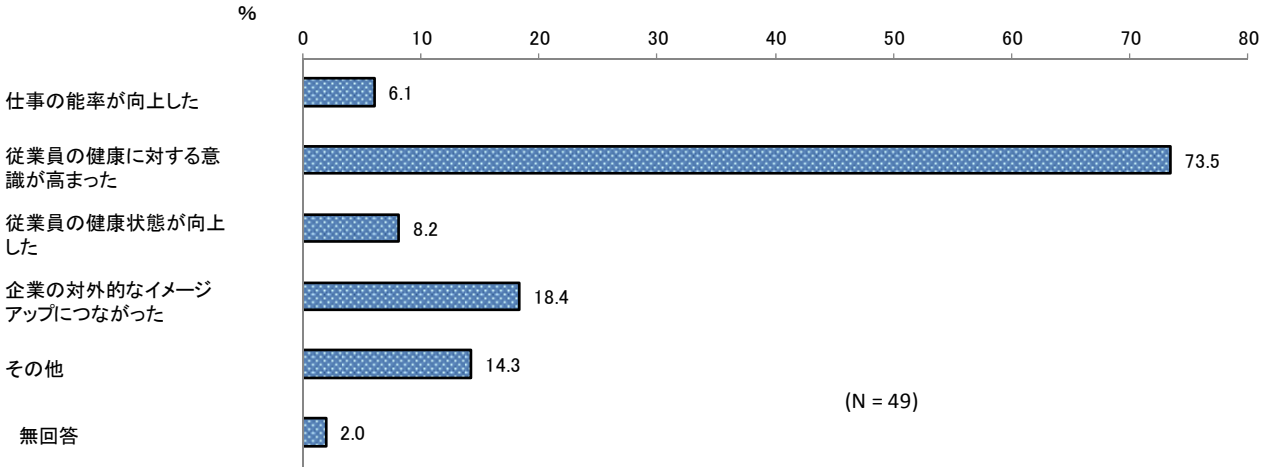

	仕事の能率が向上した	従業員の健康に対する意識が高まった	従業員の健康状態が向上した	企業の対外的なイメージアップにつながった	その他	無回答
全　体(N=49)	6.1	73.5	8.2	18.4	14.3	2.0
小売業(N=5)	－	80.0	－	－	20.0	－
卸売業(N=5)	20.0	100.0	－	20.0	－	－
製造業(N=10)	－	70.0	10.0	－	30.0	－
飲食業(N=2)	－	50.0	－	50.0	－	－
旅館ホテル業(N=8)	12.5	75.0	12.5	－	12.5	－
建設業(N=12)	8.3	83.3	16.7	41.7	－	8.3
洗濯・美容・理容・浴場業(N=1)	－	－	－	100.0	－	－
娯楽業(N=1)	－	－	－	－	100.0	－
金融業(N=2)	－	100.0	－	－	－	－
鉄道業(N=－)	－	－	－	－	－	－

(6)受動喫煙防止対策に関して行政に望むこと

「喫煙者へのマナー向上のため普及啓発」が 53.8%と最も高く、次いで「受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発」が 39.1%、「受動喫煙防止対策を実施する企業への助成等」が 37.6%となっている。

その他の回答として「7 項に関係して特に地方都市の駅等の公共場所での受動喫煙対策が遅れている為、早急な対処をお願いしたい」、「屋外喫煙所についても煙がもれない対策」、「敷地内完全禁煙に向けて、他事例、取組内容などの情報発信」、「たばこの価格アップ（税のアップ)」、「たばこ料金の値上げ（一番効果が大きいと感じる)」、「神奈川県のように全県で禁煙にしてほしい」、「世の中からたばこをなくすべき」、「助成金等の支給基準の緩和」などが確認された。

業種別で見ると、小売業では「喫煙者へのマナー向上のため普及啓発」が 64.7%と全体より高くなっている。製造業では「受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発」が 54.5%と全体より高く、かつ最も高くなっている。旅館ホテル業では「受動喫煙防止対策を実施する企業への助成等」が 60.5%と全体より高く、かつ最も高くなっている。

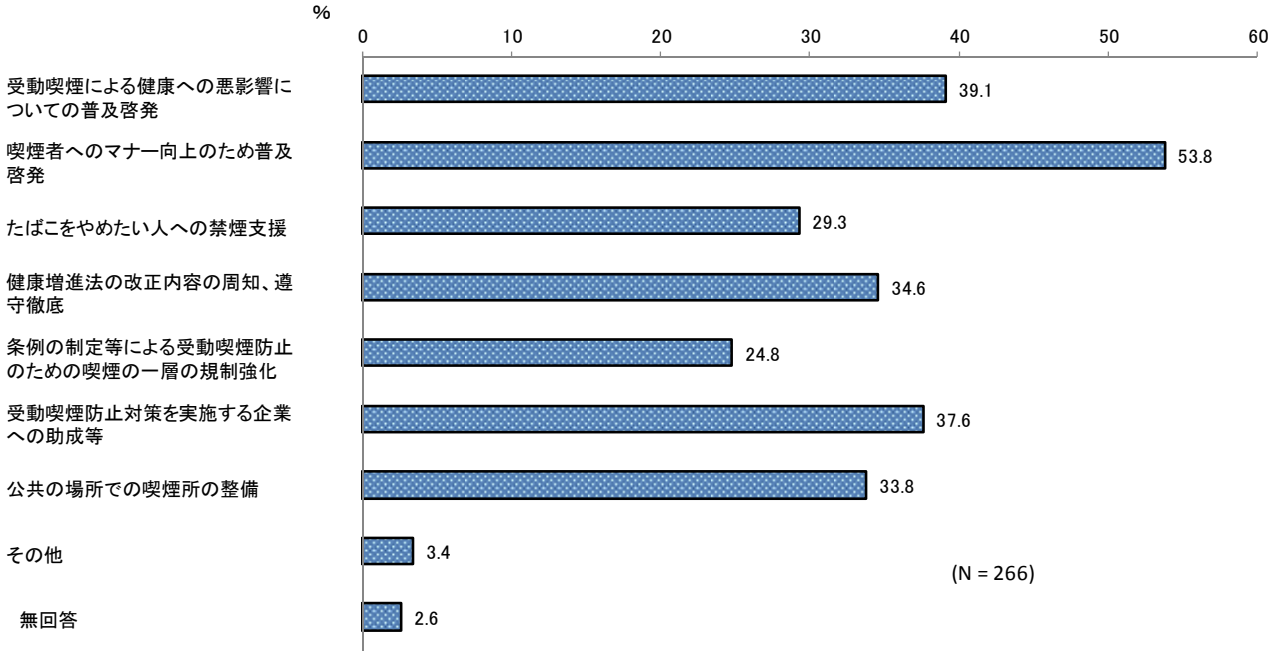

	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発	喫煙者へのマナー向上のため普及啓発	たばこをやめたい人への禁煙支援	健康増進法の改正内容の周知、遵守徹底	条例の制定等による受動喫煙防止のための喫煙の一層の規制強化	受動喫煙防止対策を実施する企業への助成等	公共の場所での喫煙所の整備	その他	無回答
全　体(N=266)	39.1	53.8	29.3	34.6	24.8	37.6	33.8	3.4	2.6
小売業(N=34)	38.2	64.7	41.2	29.4	17.6	32.4	26.5	－	－
卸売業(N=30)	33.3	50.0	26.7	26.7	10.0	13.3	43.3	3.3	3.3
製造業(N=33)	54.5	48.5	42.4	48.5	33.3	42.4	24.2	15.2	3.0
飲食業(N=27)	37.0	55.6	48.1	22.2	25.9	59.3	40.7	－	3.7
旅館ホテル業(N=38)	36.8	55.3	21.1	31.6	23.7	60.5	42.1	2.6	－
建設業(N=38)	36.8	39.5	23.7	39.5	39.5	18.4	34.2	－	5.3
洗濯・美容・理容・浴場業(N=13)	46.2	61.5	30.8	46.2	23.1	46.2	30.8	－	7.7
娯楽業(N=24)	33.3	70.8	4.2	33.3	20.8	37.5	25.0	8.3	－
金融業(N=5)	80.0	80.0	60.0	40.0	20.0	40.0	40.0	－	－
鉄道業(N=2)	50.0	50.0	－	50.0	－	100.0	－	－	－

（7）受動喫煙防止対策に関する意見要望

○対策を進めることも大切ですが、多くの税金を捻出している喫煙者のことも考えていく必要性があると思います。特に町税など各自治体への納税額を考えると、難しい所、禁煙者が多くなった場合の税の動きに対して、国民への周知も必要ではないかと考えます。メリットとデメリットを公表すべき。

○各企業で、禁煙の啓発セミナーを無償で開いてほしい。もしくは職員を無償で派遣してほしい。自社にて自社社員による禁煙の必要性を訴えても、なかなか喫煙者にはひびかず困っている。

○屋外への喫煙室を建てようと思ったが設置の基準がわからず間違って建てたらもったいないし…。そのままになっています。設置の場所も決まらず予算もどのくらいにしたらいいかわからず。大変困っています。

○すでにお客様用の喫煙室があるのですが、タバコを吸う方でも臭いが気になるようで、利用率はそれほど高くなく、外で吸われる傾向があります。皆さまが外でタバコを吸うので、外では風の流れでタバコの臭いが気になる方がいるようです。

○喫煙室を設置したが、助成金の基準が厳しすぎ対象とならず、すべて自社にてつくった。いまでも不満に思っています。

○たばこ製造・販売会社に社内喫煙所の境界風速等計測を依頼した。

○新たな受動喫煙対策として以下の検討を開始。①敷地内禁煙の可能性②喫煙者の健康障害防止を強力に進める卒煙対策③近隣住民、店舗等に対して、逆に受動喫煙被害の迷惑をかけない為の施策

○弊社は 20 年以上前から屋内全面禁煙、屋外での所定場所以外での喫煙禁止というルールがありますが、2020 年 9 月からは敷地内全面禁煙となります。数年前より健康経営に取り組み始め健康経営優良法人 2019 中小規模法人部門の認定取得を致しました。少子高齢化社会の中で企業として生産性を維持向上させていくために、従業員の健康に関与し病気による休業や退職などを防ぐとともに、健全な就業環境を整える重要性を感じており、禁煙への取組だけでなく、会社全体で明るく楽しい健康づくりを目標に掲げ、取組んでおります。

○分煙対策は以前より実施済みのため、ここ最近の喫煙所対策には変動はありませんが、屋内完全禁煙に向けて禁煙日や禁煙推奨日を設け、喫煙者へは喫煙後にはいったん屋外へ出て、深呼吸や髪、衣服をはらって職場に戻るようお願いしています。実行している従業員は少ないと思いますが。

○２、３、４階で喫煙室を設けた。他の店舗はこれから対策を致します。

○12 月下旬より分煙室を稼働予定

○屋内での禁煙は２０年以上前から取組んでいる。社員全員、就業時間内は禁煙にしている。これも２０年以上前から。お客さんに関しては要望があれば屋外で吸ってもらっている。灰皿のみ提供して。

○設備導入による負担が大きく、全店そろえるまで時間がかかりそうです。（パチンコ店）

○受動喫煙に対して喫煙者のマナー意識が向上することを望みます。

○禁煙をする人はだいぶ増えてはいるが、未だに喫煙をしている人はよほどの愛煙家で、本数を減らしていくのもなかなか手強いのが現状です。

○喫煙室を作るなど、お金のかかることなので助成金等があるとありがたい。

○たばこでの税収も期待できる訳なので、公共での喫煙所の整備等、分煙を拡大していただきたい。

○屋内喫煙室の改修が完了。今後禁煙に向けて取組を検討中。

○企業トップ自ら禁煙を推進する（喫煙の弊害を説く）

○お客様のなかでも一部マナーの悪い方もいらっしゃるのも現実。マナー向上の普及と同時に喫煙者の人権も尊重できる世界であってほしいと思います。行政をあげて悪者扱いはいかがかと…。電子、水蒸気系の方との分別も考えた方が良いのでは？
○たばこの税を上げて喫煙所設置への助成金をさらに増やす。
○すべての強化を願います。
○今後検討して対策を考えます。
○煙草関連商品の販売場所の限定。特にＣＶＳ等の商品にかかる面積等、規則の対象とするべき。
○フィットネスクラブという業種柄、当初より禁煙が当たり前の施設で営業しています。
○飲食店の屋内外完全禁煙も早急に法令化して頂きたい。
○当金庫では加熱式たばこ含め、屋内禁煙とする予定である。
○小規模店が困らないよう、進めていただきたい。
○美容室なので、そもそも店内の喫煙はありませんでした。
○健康経営の一環として対策を講じる準備を進めています。
○良い対策は積極的に進めることが求められる
○現在喫煙者に対しては受動喫煙を防ぐ等、マナーの徹底又喫煙環境整備が必要か
○たばこ税は市町村の貴重な財源。禁煙規制と同時に喫煙場所の整備も大切に思う。
○禁煙する人が増えると良いです。
○すべての電子タバコへの切り替え、煙の出ないもの、灰の出ないものに変えてほしい。
○喫煙者も３名に減少してきた。全員が禁煙に対応できるように考えていきたい。
○喫煙者のマナー向上、喫煙所の整備を徹底してもらえたら、より一層の強化ができると思います。
○たばこに関するアンケートを従業員喫煙者に向けて行った。
○やるなら徹底的にやってください。喫煙は非喫煙者にとって迷惑以外の何者でもありません。中途半端な対策を講じて企業に無駄な費用を強いる結果になるのは困ります。
○お客様への対応は比較的スムーズにできたのですが、休憩時間の定まらない従業員への喫煙場所の確保が難しく、屋外にもうけてあるのですが、何とか従業員全員の禁煙を呼びかけていく手段を模索中。
○社内報等で禁煙を啓発しているところですが、１日の本数が減っていると答えてくれた。
○新卒従業員には禁煙を半強制的に進めている。
○たばこを吸う人はいくら言っても禁煙しません。禁煙する気など無いようです。喫煙者がもっともっと肩身の狭い思いをする世の中になってほしい。若者の喫煙者は少ないのに４０、５０代が多く、言う事をきいてくれない世代なのでやっかいです。
○周知徹底を充分していただきたいです。
○煙草の価格を高額にして抑制する事も良いのでは。罰則の強化。
○不特定多数の顧客相手の商売であり法律に基づいた措置を実施する。
○法律による規制も重要ですが、喫煙者のマナー向上で喫煙の権利も尊重したいと思います。
○会社の入口に貼紙をしてお客様へも協力して頂いております。
○喫煙者、非喫煙者がお互いを理解し合える環境を作れるように助成があれば良いと思われる。
○店の入口に喫煙所があると意味がない
○一服時間は必要。害のないたばこを作れば良い
○屋内の喫煙所の設置に関して、今以上の助成を願いたい。

○飲食店の規模にかかわらず屋内は全禁煙を強く望みます。喫煙は個人責任で問題ないが、他人との同室の場合は悪という啓発を進めてもらいたい。
○セミナー、講演会の開催をして頂きたい。
○中小企業において対策をすることが費用負担になっていることを考慮いただき、助成内容を案内してもらいたい。嗜好品なので企業としては遠慮してもらう立場なので、もっとＣＭ等でも啓発広告を出すなどして、少なくとも人が多い場所では「吸わない」をイメージさせてほしい。
○屋外喫煙スペースに対する助成金（パーティションのみ）を希望
○喫煙は健康に害があるとしても、吸うか吸わないまでは規制しきれない。受動喫煙防止策として屋内禁煙は良いことと思います。
○喫煙室の技術的基準の分かりにくさ（特に①の項目）。普及不足によりお客様への案内が難しい（お酒の席ではまだ喫煙を望まれる為）
○受動喫煙防止は来年の東京オリンピックを見据えた対策であり、法制化されるのは非常に有意義であると考えます。当社（グループ会社も含む）は、宿泊施設を複数運営しておりますので、受動喫煙防止対策に積極的に取り組み、助成金等も活用しながら基準を満たした喫煙所の設置等、法令遵守を徹底して参る所存であります。
○お客様のマナー次第だと思います。
○飲食店内の全面禁煙の周知（国民全員が禁煙であることが理解していること）。ポイ捨て防止→危険及び放火の周知
○必要性があります。

Ⅲ　ヒアリング調査

1. 株式会社　アート金属工業

株式会社　アート金属工業
各種内燃機関用ピストン･ピストンピン他製造
長野県上田市常磐城2－2－43
従業員数1024名
インタビュー実施日　2020年1月17日

取組の経緯

○従業員の健康増進

心身ともに健康である事を目的とした生活習慣病の「未然防止」の一環として、１０年以上前から禁煙活動に取り組んでいる。受動喫煙防止の観点からも喫煙率の目標を掲げチャレンジしている。

具体的な対策

○喫煙率を下げるために

意識　：　禁煙に向けた取組を社内に広報し、動機付けの機会を設ける
知識　：　喫煙者が喫煙で起こる作用を知り、禁煙のメリットを伝える
行動　：　禁煙に取り組みやすい環境をつくる

進め方のポイント

○意識

1.　アンケート調査を実施

現状把握のため、毎年全社員へアンケートを実施。喫煙率や喫煙者の喫煙状況を分析して広報する。

2. 禁煙への動機づけ

毎年９月～１１月の３ヶ月間、禁煙チャレンジ「脱タバコ！作戦」を継続実施している。

○知識

1.　禁煙セミナー実施

喫煙者に対して定期的にセミナーを開催している。

○行動

1.　禁煙取組みへの支援

「脱タバコ！作戦」の際に、禁煙補助薬の購入補助、励ましレターの配布等を行っている。2019 年は 41 名参加して 12 名が成功。

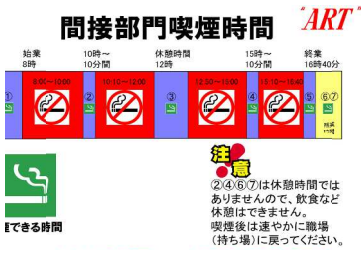

2.　禁煙日の設定

「脱タバコ！作戦」に合わせて 7 日間の禁煙日を設定。喫煙所を封鎖して終日禁煙を徹底。

3.　喫煙環境の見直し

屋内喫煙所の廃止、たばこ販売の中止、喫煙時間の設定、喫煙所の削減と段階的にすすめ、2018 年からは灰皿を撤去してマイ携帯灰皿とした。

今後の目標

○喫煙率低下を目指す

２０２５年敷地内全面禁煙に向けて５か年計画に取り組む予定。社員一人ひとりが心身ともに健康で活力に満ちあふれ「明るく楽しく元気よく」働くことができる会社づくりの一環として、受動喫煙をなくすために禁煙の取組みを継続していきます。

2. 鈴与マタイ　株式会社

鈴与マタイ　株式会社
環境エネルギー事業、物流事業他
長野県佐久市中込1－10－1
従業員数170名
インタビュー実施日　2020年1月10日

取組の経緯

○健康経営優良法人の認定取得

企業として生産性を維持向上させていくために、従業員の健康に関与し、病気による休業や退職などを防ぐとともに健全な就業環境を整える重要性を感じ、数年前より健康経営に取り組み始め、2019 年 2 月に健康経営優良法人 2019 中小規模法人部門を認定取得した。20 年以上前から屋内は全面禁煙であったが、喫煙率の低下を目的にさらなる禁煙への取り組みに着手した。

※健康経営優良法人制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度

具体的な対策

○喫煙時間の制限と喫煙所の移設

屋外の人通りの少ない場所に喫煙所を移設し、所定時間内（9:00～12:00、13:00～18:00）の喫煙を禁止した。

○従業員の禁煙治療費を負担

喫煙者減少による疾病予防を目的に健康保険組合から保険適用となる禁煙治療（禁煙外来や禁煙治療薬の処方）の費用について一部補助を行っている。

進め方のポイント

○アンケート調査を実施

現状把握のため、全社員へアンケートを実施。喫煙率や喫煙者の喫煙状況を分析した。

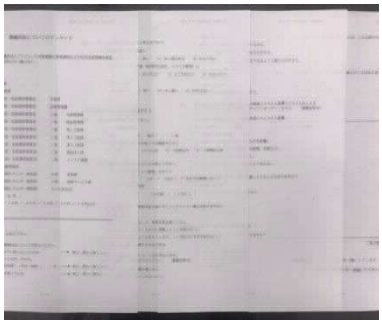

○定期的な社内掲示

社員の健康に対する意識を高めるため、社内掲示で健康情報を周知・啓蒙している。

○有識者による研修会の実施

長野県佐久保健福祉事務所・健康保険組合を講師に招き、社員向けの研修会を実施。自身の現状を把握し、すぐに実践できる健康知識を身につけた。

今後の目標

○2020年9月から敷地内全面禁煙を実施

2018 年から社内周知を開始し、2020 年 9 月から敷地内全面禁煙となる。「明るく楽しく健康に」をモットーに、健康経営の社内浸透を進め、喫煙率の低下ならびに社員のヘルスリテラシーの向上に繋げていく。

3. 高木建設　株式会社

高木建設　株式会社
総合建設業
長野市安茂里小市1－3－31
従業員数77名
インタビュー実施日　2020年1月23日

取組の経緯

○従業員の健康増進

数年前従業員の体調が複数人悪化した事象があり、従業員の健康が健全な企業活動に不可欠であると改善の必要性を感じて健康経営に着手。その効果もあり 2017 年～2019 年まで健康経営優良法人 2019 中小規模法人部門に認定された。その健康経営の一環として禁煙にも注力し、受動喫煙防止に取り組む事となった。

具体的な対策

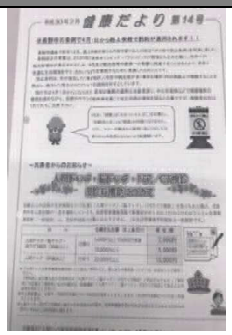

○本社敷地内禁煙

８年以上前に本社敷地内にあった喫煙所を撤廃した。建設現場においても休憩室に灰皿を置くことを禁止した。受動喫煙による害を減らし、利用者や従業員の受動喫煙のリスクから守る事ができた。

○定期的に「健康だより」を製作

従業員向けに社内報「健康だより」を定期的に製作、喫煙以外のところでも健康の必要性を説き、従業員の健康面に積極的に関与し、健康増進を促している。

進め方のポイント

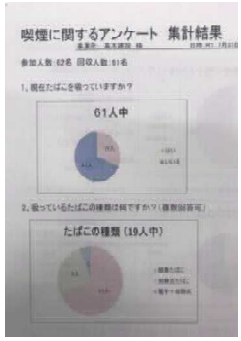

○社員全員にアンケート調査を実施

外部機関を通じて職場における喫煙率や禁煙支援のニーズを把握し、現状を把握した。

○喫煙と病気のリスクの研修

全国健康保険協会や保険会社による禁煙教室を開催し、喫煙と病気のリスクを社員全員が認知。

○健康診断で実際の健康被害を把握

喫煙者の希望者には、肺や口腔の健康診断を行い、喫煙による健康被害を認知してもらう。

○禁煙宣言

禁煙を希望する喫煙者は禁煙宣言を行い、社員全員でサポートする。

今後の目標

○喫煙者ゼロを目指す

喫煙や再喫煙者の減少により、健康増進につなげ社員、協力会社の皆さんが健康で元気に働ける環境づくりを推進していく。

Ⅳ 集計表

1. 回答企業の業種

全体	小売業	卸売業	製造業	飲食業	旅館ホテル業	建設業	洗濯・美容・理容・浴場業	娯楽業	金融業	鉄道業	無回答
266	34	30	33	27	38	38	13	24	5	2	22
100.0	12.8	11.3	12.4	10.2	14.3	14.3	4.9	9.0	1.9	0.8	8.3

2. アンケート調査の結果

(1)受動喫煙防止(禁煙・分煙)の対策状況の現状

		全体	屋内・屋外ともに敷地内完全禁煙にしている	屋内は完全禁煙にしているが、屋外に喫煙場所がある	屋内に喫煙室を設置している	屋内におけるその他の分煙対策(喫煙スペースの設置、ついたてによる仕切り等)具体的に	特に対策はしていない	無回答
全体		266	17	126	78	25	17	3
		100.0	6.4	47.4	29.3	9.4	6.4	1.1
業種	小売業	34	3	19	10	2	−	−
		100.0	8.8	55.9	29.4	5.9	−	−
	卸売業	30	−	23	6	−	1	−
		100.0	−	76.7	20.0	−	3.3	−
	製造業	33	1	12	16	4	−	−
		100.0	3.0	36.4	48.5	12.1	−	−
	飲食業	27	−	18	4	2	3	−
		100.0	−	66.7	14.8	7.4	11.1	−
	旅館ホテル業	38	1	6	20	9	1	1
		100.0	2.6	15.8	52.6	23.7	2.6	2.6
	建設業	38	4	18	14	2	−	−
		100.0	10.5	47.4	36.8	5.3	−	−
	洗濯・美容・理容・浴場業	13	5	4	3	1	−	−
		100.0	38.5	30.8	23.1	7.7	−	−
	娯楽業	24	1	12	−	1	10	−
		100.0	4.2	50.0	−	4.2	41.7	−
	金融業	5	−	1	1	2	−	1
		100.0	−	20.0	20.0	40.0	−	20.0
	鉄道業	2	−	2	−	−	−	−
		100.0	−	100.0	−	−	−	−

（2）受動喫煙防止の対策について

①受動喫煙防止の対策をしている理由

		全体	会社の方針のため	時代の流れだから	顧客から要望があったため	従業員から要望があったため	顧客の健康への影響を防ぐため	従業員の健康への影響を防ぐため	イメージアップのため	その他具体的に	無回答
全体		246	125	131	41	54	73	139	30	9	1
		100.0	50.8	53.3	16.7	22.0	29.7	56.5	12.2	3.7	0.4
業種	小売業	34	12	17	1	6	16	22	4	1	−
		100.0	35.3	50.0	2.9	17.6	47.1	64.7	11.8	2.9	−
	卸売業	29	18	15	−	13	2	20	3	2	−
		100.0	62.1	51.7	−	44.8	6.9	69.0	10.3	6.9	−
	製造業	33	17	12	−	10	3	29	−	1	−
		100.0	51.5	36.4	−	30.3	9.1	87.9	−	3.0	−
	飲食業	24	12	17	10	5	14	9	4	1	−
		100.0	50.0	70.8	41.7	20.8	58.3	37.5	16.7	4.2	−
	旅館ホテル業	36	19	26	18	4	13	8	9	2	1
		100.0	52.8	72.2	50.0	11.1	36.1	22.2	25.0	5.6	2.8
	建設業	38	23	13	−	8	6	28	7	−	−
		100.0	60.5	34.2	−	21.1	15.8	73.7	18.4	−	−
	洗濯・美容・理容・浴場業	13	10	4	4	1	7	3	1	1	−
		100.0	76.9	30.8	30.8	7.7	53.8	23.1	7.7	7.7	−
	娯楽業	14	5	10	5	3	3	3	1	1	−
		100.0	35.7	71.4	35.7	21.4	21.4	21.4	7.1	7.1	−
	金融業	4	2	2	−	1	1	3	−	−	−
		100.0	50.0	50.0	−	25.0	25.0	75.0	−	−	−
	鉄道業	2	1	1	−	−	1	2	−	−	−
		100.0	50.0	50.0	−	−	50.0	100.0	−	−	−

②受動喫煙防止対策後の業績の変化

		全体	売上が大幅に増えた	売上が増えた	変化はない	売上が減った	売上が大幅に減った	不明	無回答
全体		246	−	1	187	4	1	51	2
		100.0	−	0.4	76.0	1.6	0.4	20.7	0.8
業種	小売業	34	−	1	27	−	−	6	−
		100.0	−	2.9	79.4	−	−	17.6	−
	卸売業	29	−	−	25	−	−	4	−
		100.0	−	−	86.2	−	−	13.8	−
	製造業	33	−	−	25	−	−	7	1
		100.0	−	−	75.8	−	−	21.2	3.0
	飲食業	24	−	−	16	1	1	6	−
		100.0	−	−	66.7	4.2	4.2	25.0	−
	旅館ホテル業	36	−	−	22	1	−	12	1
		100.0	−	−	61.1	2.8	−	33.3	2.8
	建設業	38	−	−	31	−	−	7	−
		100.0	−	−	81.6	−	−	18.4	−
	洗濯・美容・理容・浴場業	13	−	−	8	1	−	4	−
		100.0	−	−	61.5	7.7	−	30.8	−
	娯楽業	14	−	−	11	1	−	2	−
		100.0	−	−	78.6	7.1	−	14.3	−
	金融業	4	−	−	3	−	−	1	−
		100.0	−	−	75.0	−	−	25.0	−
	鉄道業	2	−	−	2	−	−	−	−
		100.0	−	−	100.0	−	−	−	−

③受動喫煙防止対策を実施したことによる顧客の反応

		全体	好評	概ね好評	特になし	少し不評	不評	不明	無回答
全体		246	11	64	126	11	−	32	2
		100.0	4.5	26.0	51.2	4.5	−	13.0	0.8
業種	小売業	34	2	6	21	−	−	5	−
		100.0	5.9	17.6	61.8	−	−	14.7	−
	卸売業	29	1	6	15	1	−	6	−
		100.0	3.4	20.7	51.7	3.4	−	20.7	−
	製造業	33	−	5	23	−	−	5	−
		100.0	−	15.2	69.7	−	−	15.2	−
	飲食業	24	2	7	9	4	−	2	−
		100.0	8.3	29.2	37.5	16.7	−	8.3	−
	旅館ホテル業	36	1	22	10	−	−	1	2
		100.0	2.8	61.1	27.8	−	−	2.8	5.6
	建設業	38	1	7	21	−	−	9	−
		100.0	2.6	18.4	55.3	−	−	23.7	−
	洗濯・美容・理容・浴場業	13	3	1	7	1	−	1	−
		100.0	23.1	7.7	53.8	7.7	−	7.7	−
	娯楽業	14	1	3	5	4	−	1	−
		100.0	7.1	21.4	35.7	28.6	−	7.1	−
	金融業	4	−	1	3	−	−	−	−
		100.0	−	25.0	75.0	−	−	−	−
	鉄道業	2	−	1	1	−	−	−	−
		100.0	−	50.0	50.0	−	−	−	−

④受動喫煙防止対策を実施したことによる従業員の反応

		全体	好評	概ね好評	特になし	少し不評	不評	不明	無回答
全体		246	26	87	105	13	1	10	4
		100.0	10.6	35.4	42.7	5.3	0.4	4.1	1.6
業種	小売業	34	1	12	17	2	−	2	−
		100.0	2.9	35.3	50.0	5.9	−	5.9	−
	卸売業	29	7	11	8	1	−	1	1
		100.0	24.1	37.9	27.6	3.4	−	3.4	3.4
	製造業	33	1	14	14	2	−	2	−
		100.0	3.0	42.4	42.4	6.1	−	6.1	−
	飲食業	24	4	7	11	1	−	1	−
		100.0	16.7	29.2	45.8	4.2	−	4.2	−
	旅館ホテル業	36	4	15	12	1	−	1	3
		100.0	11.1	41.7	33.3	2.8	−	2.8	8.3
	建設業	38	4	14	15	3	1	1	−
		100.0	10.5	36.8	39.5	7.9	2.6	2.6	−
	洗濯・美容・理容・浴場業	13	3	1	8	−	−	1	−
		100.0	23.1	7.7	61.5	−	−	7.7	−
	娯楽業	14	2	4	6	1	−	1	−
		100.0	14.3	28.6	42.9	7.1	−	7.1	−
	金融業	4	−	1	2	1	−	−	−
		100.0	−	25.0	50.0	25.0	−	−	−
	鉄道業	2	−	1	1	−	−	−	−
		100.0	−	50.0	50.0	−	−	−	−

（3）受動喫煙防止の対策への取組予定（法の全面施行に向けての取組予定）

		全体	屋内・屋外ともに敷地内完全禁煙	屋内完全禁煙	屋内に一定の基準を満たした喫煙室を設置、または一定の基準を満たす喫煙室を改修	未定	無回答
全体		103	－	17	73	12	1
		100.0	－	16.5	70.9	11.7	1.0
業種	小売業	12	－	1	9	2	－
		100.0	－	8.3	75.0	16.7	－
	卸売業	6	－	－	5	1	－
		100.0	－	－	83.3	16.7	－
	製造業	20	－	2	15	2	1
		100.0	－	10.0	75.0	10.0	5.0
	飲食業	6	－	4	2	－	－
		100.0	－	66.7	33.3	－	－
	旅館ホテル業	29	－	2	24	3	－
		100.0	－	6.9	82.8	10.3	－
	建設業	16	－	3	12	1	－
		100.0	－	18.8	75.0	6.3	－
	洗濯・美容・理容・浴場業	4	－	1	2	1	－
		100.0	－	25.0	50.0	25.0	－
	娯楽業	1	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	100.0	－
	金融業	3	－	2	1	－	－
		100.0	－	66.7	33.3	－	－
	鉄道業	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－

（4）受動喫煙防止の対策について

①対策をしていない理由

		全体	売上や顧客が減る可能性があるため	顧客から要望がないため	従業員から要望がないため	喫煙室などを設けるスペースがないため	喫煙室などを設ける費用がないため	具体的な方法がわからないため	その他具体的に	無回答
全体		17	10	3	2	4	5	－	4	1
		100.0	58.8	17.6	11.8	23.5	29.4	－	23.5	5.9
業種	小売業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売業	1	1	1	1	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	飲食業	3	2	1	－	2	2	－	－	－
		100.0	66.7	33.3	－	66.7	66.7	－	－	－
	旅館ホテル業	1	－	－	－	－	－	－	－	1
		100.0	－	－	－	－	－	－	－	100.0
	建設業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	洗濯・美容・理容・浴場業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	娯楽業	10	7	1	1	2	2	－	3	－
		100.0	70.0	10.0	10.0	20.0	20.0	－	30.0	－
	金融業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉄道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－	－

②法の全面施行に向けての取組予定

		全体	屋内・屋外ともに敷地内完全禁煙	屋内完全禁煙	屋内に一定の基準を満たした喫煙室を設置	既存の経営規模の小さな飲食店にあたるため、店舗内の喫煙を可とする（既存の経営規模の小さな飲食店のみ選択可）	未定	無回答
全体		17	1	5	8	−	3	−
		100.0	5.9	29.4	47.1	−	17.6	−
業種	小売業	−	−	−	−	−	−	−
		−	−	−	−	−	−	−
	卸売業	1	−	1	−	−	−	−
		100.0	−	100.0	−	−	−	−
	製造業	−	−	−	−	−	−	−
		−	−	−	−	−	−	−
	飲食業	3	−	1	1	−	1	−
		100.0	−	33.3	33.3	−	33.3	−
	旅館ホテル業	1	−	−	−	−	1	−
		100.0	−	−	−	−	100.0	−
	建設業	−	−	−	−	−	−	−
		−	−	−	−	−	−	−
	洗濯・美容・理容・浴場業	−	−	−	−	−	−	−
		−	−	−	−	−	−	−
	娯楽業	10	−	2	7	−	1	−
		100.0	−	20.0	70.0	−	10.0	−
	金融業	−	−	−	−	−	−	−
		−	−	−	−	−	−	−
	鉄道業	−	−	−	−	−	−	−
		−	−	−	−	−	−	−

（5）従業員に対する禁煙支援の取組

①従業員に対する禁煙支援の実施状況

		全体	行っている	行っていない	無回答
全体		266	49	215	2
		100.0	18.4	80.8	0.8
業種	小売業	34	5	28	1
		100.0	14.7	82.4	2.9
	卸売業	30	5	25	−
		100.0	16.7	83.3	−
	製造業	33	10	22	1
		100.0	30.3	66.7	3.0
	飲食業	27	2	25	−
		100.0	7.4	92.6	−
	旅館ホテル業	38	8	30	−
		100.0	21.1	78.9	−
	建設業	38	12	26	−
		100.0	31.6	68.4	−
	洗濯・美容・理容・浴場業	13	1	12	−
		100.0	7.7	92.3	−
	娯楽業	24	1	23	−
		100.0	4.2	95.8	−
	金融業	5	2	3	−
		100.0	40.0	60.0	−
	鉄道業	2	−	2	−
		100.0	−	100.0	−

②禁煙支援の実施内容

		全体	喫煙者に対する健康教育・健康指導.	禁煙希望者に対する禁煙外来等の医療費の助成	禁煙成功者に対して報奨金、記念品などを出している	その他具体的に	無回答
全体		49	39	11	5	3	−
		100.0	79.6	22.4	10.2	6.1	−
業種	小売業	5	3	2	1	−	−
		100.0	60.0	40.0	20.0	−	−
	卸売業	5	4	1	−	−	−
		100.0	80.0	20.0	−	−	−
	製造業	10	5	4	3	3	−
		100.0	50.0	40.0	30.0	30.0	−
	飲食業	2	2	−	−	−	−
		100.0	100.0	−	−	−	−
	旅館ホテル業	8	8	−	−	−	−
		100.0	100.0	−	−	−	−
	建設業	12	12	2	1	−	−
		100.0	100.0	16.7	8.3	−	−
	洗濯・美容・理容・浴場業	1	1	−	−	−	−
		100.0	100.0	−	−	−	−
	娯楽業	1	1	−	−	−	−
		100.0	100.0	−	−	−	−
	金融業	2	2	−	−	−	−
		100.0	100.0	−	−	−	−
	鉄道業	−	−	−	−	−	−
		−	−	−	−	−	−

③禁煙支援の効果

		全体	仕事の能率が向上した	従業員の健康に対する意識が高まった	従業員の健康状態が向上した	企業の対外的なイメージアップにつながった	その他具体的に	無回答
全体		49	3	36	4	9	7	1
		100.0	6.1	73.5	8.2	18.4	14.3	2.0
業種	小売業	5	−	4	−	−	1	−
		100.0	−	80.0	−	−	20.0	−
	卸売業	5	1	5	−	1	−	−
		100.0	20.0	100.0	−	20.0	−	−
	製造業	10	−	7	1	−	3	−
		100.0	−	70.0	10.0	−	30.0	−
	飲食業	2	−	1	−	1	−	−
		100.0	−	50.0	−	50.0	−	−
	旅館ホテル業	8	1	6	1	−	1	−
		100.0	12.5	75.0	12.5	−	12.5	−
	建設業	12	1	10	2	5	−	1
		100.0	8.3	83.3	16.7	41.7	−	8.3
	洗濯・美容・理容・浴場業	1	−	−	−	1	−	−
		100.0	−	−	−	100.0	−	−
	娯楽業	1	−	−	−	−	1	−
		100.0	−	−	−	−	100.0	−
	金融業	2	−	2	−	−	−	−
		100.0	−	100.0	−	−	−	−
	鉄道業	−	−	−	−	−	−	−
		−	−	−	−	−	−	−

（6）受動喫煙防止対策に関して行政に望むこと

		全体	受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発	喫煙者へのマナー向上のため普及啓発	たばこをやめたい人への禁煙支援	健康増進法の改正内容の周知、遵守徹底	条例の制定等による受動喫煙防止のための喫煙の一層の規制強化	受動喫煙防止対策を実施する企業への助成等	公共の場所での喫煙所の整備	その他具体的に	無回答
全体		266	104	143	78	92	66	100	90	9	7
		100.0	39.1	53.8	29.3	34.6	24.8	37.6	33.8	3.4	2.6
業種	小売業	34	13	22	14	10	6	11	9	−	−
		100.0	38.2	64.7	41.2	29.4	17.6	32.4	26.5	−	−
	卸売業	30	10	15	8	8	3	4	13	1	1
		100.0	33.3	50.0	26.7	26.7	10.0	13.3	43.3	3.3	3.3
	製造業	33	18	16	14	16	11	14	8	5	1
		100.0	54.5	48.5	42.4	48.5	33.3	42.4	24.2	15.2	3.0
	飲食業	27	10	15	13	6	7	16	11	−	1
		100.0	37.0	55.6	48.1	22.2	25.9	59.3	40.7	−	3.7
	旅館ホテル業	38	14	21	8	12	9	23	16	1	−
		100.0	36.8	55.3	21.1	31.6	23.7	60.5	42.1	2.6	−
	建設業	38	14	15	9	15	15	7	13	−	2
		100.0	36.8	39.5	23.7	39.5	39.5	18.4	34.2	−	5.3
	洗濯・美容・理容・浴場業	13	6	8	4	6	3	6	4	−	1
		100.0	46.2	61.5	30.8	46.2	23.1	46.2	30.8	−	7.7
	娯楽業	24	8	17	1	8	5	9	6	2	−
		100.0	33.3	70.8	4.2	33.3	20.8	37.5	25.0	8.3	−
	金融業	5	4	4	3	2	1	2	2	−	−
		100.0	80.0	80.0	60.0	40.0	20.0	40.0	40.0	−	−
	鉄道業	2	1	1	−	1	−	2	−	−	−
		100.0	50.0	50.0	−	50.0	−	100.0	−	−	−

Ⅴ 調査票

受動喫煙防止対策の実施状況に関する調査票

【回答にあたってのお願い】

○ 回答時点の実態、現状についてご回答願います。

○ 複数の事業所、店舗等をお持ちの場合は、貴社の業種で代表的な施設についてご回答ください。
（例：飲食店→代表的な店舗、　宿泊業→代表的な宿泊施設、　製造業→代表的な工場　等　）

○ 各設問中、具体的にご記載いただく回答については、基本的に、企業が特定される情報を伏せた上で記載内容を公表させていただきますのでご了承願います。

○ 統計処理にあたりましては、株式会社東京商工リサーチの企業データに基づき、業種別、地域別、従業員規模別等の区分集計を行う場合があります。

～これより、アンケート開始です～

【すべての企業様におたずねします】

問１. 貴社の受動喫煙防止（禁煙・分煙）の対策状況の現状についてご回答ください。（○は１つ）

※「受動喫煙」とは、人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいいます。

1. 屋内・屋外ともに敷地内完全禁煙にしている。
2. 屋内は完全禁煙にしているが、屋外に喫煙場所がある。
3. 屋内に喫煙室を設置している。
4. 屋内におけるその他の分煙対策（喫煙スペースの設置、ついたてによる仕切り　等）
（具体的に：　　）
5. 特に対策はしていない

問２. 問１で「1～4.」のいずれかを回答した方に、以下（１）から（４）までおたずねします。

（１）受動喫煙防止の対策をしているのはどのような理由でしょうか。（あてはまるものすべてに○）。

1. 会社の方針のため
2. 時代の流れだから
3. 顧客から要望があったため
4. 従業員から要望があったため
5. 顧客の健康への影響を防ぐため
6. 従業員の健康への影響を防ぐため
7. イメージアップのため
8. その他（具体的に：　　）

（２）受動喫煙防止対策後の業績の変化についてご回答ください。（○は１つ）

1. 売上が大幅に増えた　2. 売上が増えた　3. 変化はない
4. 売上が減った　5. 売上が大幅に減った　6. 不明

（３）受動喫煙防止対策を実施したことによる顧客の反応はいかがでしょうか。（○は１つ）

1. 好評　2. 概ね好評　3. 特になし　4. 少し不評　5. 不評　6. 不明

（４）受動喫煙防止対策を実施したことによる従業員の反応はいかがでしょうか。（○は１つ）

1. 好評　2. 概ね好評　3. 特になし　4. 少し不評　5. 不評　6. 不明

問３. 問１で「3.」または「4.」と回答した方に、おたずねします。

2020 年４月１日からは改正健康増進法が全面施行され、多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙となり、屋内では、一定の基準を満たした喫煙室の中でのみ喫煙が可能となります。（別添資料参考）

貴社では、法の全面施行に向けてどのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。（○は１つ）

1. 屋内・屋外ともに敷地内完全禁煙
2. 屋内完全禁煙
3. 屋内に一定の基準を満たした喫煙室を設置、または一定の基準を満たすよう喫煙室を改修
4. 未定

問４. 問１で「5.」と回答した方に、以下（１）から（２）までおたずねします。

（１）受動喫煙防止の対策をしていないのはどのような理由でしょうか。（あてはまるものすべてに○）

1. 売上や顧客が減る可能性があるため	2. 顧客から要望がないため
3. 従業員から要望がないため	4. 喫煙室などを設けるスペースがないため
5. 喫煙室などを設ける費用がないため	6. 具体的な方法がわからないため
7. その他（具体的に：　　）	

（２）2020 年４月１日からは改正健康増進法が全面施行され、多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙となり、屋内では、一定の基準を満たした喫煙室の中でのみ喫煙が可能となります。

ただし、既存の経営規模の小さな飲食店については、喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能となります。（別添資料参考）

貴社では、法の全面施行に向けてどのような受動喫煙防止対策に取り組む予定ですか。（○は１つ）

1. 屋内・屋外ともに敷地内完全禁煙
2. 屋内完全禁煙
3. 屋内に一定の基準を満たした喫煙室を設置
4. 既存の経営規模の小さな飲食店にあたるため、店舗内の喫煙を可とする。（既存の経営規模の小さな飲食店のみ選択可）
5. 未定

【すべての企業様におたずねします】

問５. 貴社の従業員に対する禁煙支援の取組についておたずねします。

（１）従業員に対する禁煙支援を行っていますか。（○は１つ）

1. 行っている。	2. 行っていない。

問６. 問５で「1.」と回答した方に、以下（１）から（２）までおたずねします。

（１）どのような禁煙支援を行っていますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 喫煙者に対する健康教育・健康指導
2. 禁煙希望者に対する禁煙外来等の医療費の助成
3. 禁煙成功者に対して報奨金、記念品などを出している
4. その他（具体的に：　　）

（2）従業員の禁煙支援を行ったことにより、どのような効果がありましたか。
（あてはまるものすべてに○）。

1. 仕事の能率が向上した。
2. 従業員の健康に対する意識が高まった。
3. 従業員の健康状態が向上した。
4. 企業の対外的なイメージアップにつながった。
5. その他（具体的に：　　）

【すべての企業様におたずねします】

問 7. 受動喫煙防止対策に関して行政に望むことはどれですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発
2. 喫煙者へのマナー向上のため普及啓発
3. たばこをやめたい人への禁煙支援
4. 健康増進法の改正内容の周知、遵守徹底
5. 条例の制定等による受動喫煙防止のための喫煙の一層の規制強化
6. 受動喫煙防止対策を実施する企業への助成等
7. 公共の場所での喫煙所の整備
8. その他（具体的に：　　）

【すべての企業様におたずねします】

問 8. 受動喫煙防止対策に関するご意見・ご要望、貴社独自の取組など、どのようなことでもご自由にご記入ください。

【ご回答いただいた方にお聞きします】

※貴社の名称、住所、連絡先についてご記入をお願いします。

※回答内容について、確認させていただく場合がございます。また、優れた取組を行われている企業様にヒアリングをさせていただく場合がございますので、ご協力をお願いします。

貴社名	
住所	
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX 番号： E－mail：

※以上で本アンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

※事業所向けチラシ

事業者のみなさんへ

2018年７月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました

2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です

原則屋内禁煙

多数の利用者がいる事務所、工場、ホテル・旅館などすべての施設において、原則屋内禁煙となります。

※屋内では、所定の要件に適合する各種喫煙室（専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室）のみで喫煙が可能です。

喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

1. 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0．2m毎秒以上であること
2. たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
3. たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

喫煙室設置・運用には様々なルールの遵守が必要になります

喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は立入禁止

20歳未満の方は、たとえ従業員であっても、喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員への受動喫煙対策

従業員への受動喫煙対策も講じる必要があります。

違反時の罰則等の適用

最大50万円

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

上記の他にも省令に定める基準を満たす必要があります。また、事業者のみなさんには受動喫煙対策を行う際の財政・税制上の制度が整備されています。詳細は下記ホームページでご確認いただくか、県庁健康増進課または最寄りの保健福祉事務所健康づくり支援課または長野市保健所へお問い合わせください。

https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp | 検索 | なくそう！望まない受動喫煙

※飲食店向けチラシ（表）

飲食店のみなさんへ

2018年７月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました

2020年４月1日から「原則屋内禁煙」です

「喫煙専用室」、「加熱式たばこ専用喫煙室」の設置も可能です
想定される喫煙室の設置パターンは以下のとおりです

①喫煙専用室を設置

喫煙専用の部屋を設置し、この中以外の全ての店内を禁煙とする方法です。
喫煙専用室では、飲食等のサービスを提供することはできません。

②加熱式たばこ専用喫煙室を設置

加熱式たばこのみの喫煙が可能な加熱式たばこ専用喫煙室を設置し、
この中以外の全ての店内を禁煙とする方法です。
加熱式たばこ専用喫煙室では、飲食等のサービスを提供することができます。

③喫煙専用室と加熱式たばこ専用喫煙室を設置

一般のたばこの喫煙室として喫煙専用室を設置すると共に、加熱式たばこのみの喫煙が可能な加熱式たばこ専用喫煙室を設置する方法です。
喫煙専用室では、飲食等のサービスを提供することは出来ませんが、
加熱式たばこ専用喫煙室では可能です。

喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

1．出入口において室外から室内に流入する空気の気流が０．２m毎秒以上であること
2．たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
3．たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

喫煙室設置・運用には様々なルールの遵守が必要になります

喫煙室の標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は立入禁止

20歳未満の方は、たとえ従業員であっても、喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員への受動喫煙対策

従業員への受動喫煙対策も講じる必要があります。

違反時の罰則等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

上記の他にも省令に定める基準を満たす必要があります。また、事業者のみなさんには受動喫煙対策を行う際の財政・税制上の制度が整備されています。詳細は下記ホームページでご確認いただくか、県庁健康増進課または最寄りの保健福祉事務所健康づくり支援課または長野市保健所へお問い合わせください。

https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp　検索　なくそう！望まない受動喫煙

※飲食店向けチラシ（裏）

既存飲食店

飲食店のみなさんへ

2020年４月1日から「原則屋内禁煙」です

以下３つの項目の回答による事業者分類によって経過措置があります

①2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
②資本金または出資の総額5,000万円以下ですか？
③客席面積は100m²以下ですか？

１つでも「いいえ」がある

2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です。
屋内禁煙にするか、「喫煙専用室」、「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置することも可能です。
（表面参照）

３項目とも「はい」である

左記のほか、経過措置として、施設の全部または一部に「喫煙可能室」（たばこの喫煙可能・飲食の提供可能）を設置することができます。

喫煙可能室を設置した場合は指定された標識（喫煙室があることを示す標識・喫煙室の標識）の掲示が義務付けられています

いずれの場合も、20歳未満の方については、喫煙エリアに立ち入らせることはできません。
（たとえ喫煙を目的としない場合でも、たとえ従業員であっても立ち入らせることはできません）

上記の他にも省令に定める基準を満たす必要があります。詳細は下記ホームページでご確認いただくか、県庁健康増進課または最寄の保健福祉事務所健康づくり支援課または長野市保健所へお問い合わせください。

https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp　検索　なくそう！望まない受動喫煙

長野県庁健康福祉部健康増進課　電話026-235-7116

令和元年度　受動喫煙防止対策の実施状況に関する調査報告書

2020 年 1 月発行

長野県健康福祉部健康増進課